



厚生労働省発表  
平成20年9月26日

担 当	医薬食品局 食品安全部 監視安全課
	輸入食品安全対策室
	室 長 道野 (2495)
	担 当 西村、近藤 (2497、2474)
	電 話 03-5253-1111
	夜間直通 03-3595-2337

### 中国における牛乳へのメラミン混入事案への対応について（第3報）

1 標記については、9月20日及び22日にお知らせしたとおり、中国より輸入された加工食品のうち、中国でメラミン混入牛乳を製造した事業者より仕入れられた牛乳を原料とするものについて、丸大食品（株）が自主回収を実施しています。また、中国より輸入された食品のうち、乳及び乳製品並びにこれらを原材料とする加工食品について、輸入者が自主検査を実施しています。

2 本日、丸大食品（株）が自主回収中の加工食品について、別添1のとおり高槻市保健所が行った検査（依頼先：大阪府立公衆衛生研究所）で、その一部からメラミンが検出された旨の情報提供がありました。また、別添2のとおり、大阪府が行った検査で、その一部からメラミンが検出された旨の情報提供がありました。さらに、別添3のとおり、丸大食品（株）が行った自主検査において、その一部からメラミンが検出された旨の情報提供がありました。今般、検出が確認された製品（①抹茶あずきミルクまん、②クリームパンダ、③グラタンクレープコーン、④クリームまん）は何れも製品全体に占める原材料としての乳製品の配合割合が高い水準（①8.6%、②21.5%、③34.1%、④18.8%）にあることが確認されました。

厚生労働省ではこれを踏まえ、本日、検疫所を通じて輸入者に対し、現在実施中の①原材料の点検結果の早期の提出、及び②自主検査に当たっては、製品全体に占める原材料としての乳及び乳製品の配合割合が高い加工食品を優先するよう、指示するとともに、その旨を関係団体に周知しました。

なお、丸大食品（株）を管轄する高槻市においては、丸大食品（株）に対し、食品衛生法第54条の規定に基づき、当該加工食品の回収を命令する方針です。

（注1）乳及び乳製品の配合割合が高い加工食品の例：グラタン、スープ、クッキー、ビスケット、チョコレート、ケーキ、包子など

（注2）メラミンが検出された食品については、食品衛生法第10条の規定に違反するものとして、

- ① 輸入時にあっては、廃棄又は積戻しの措置
- ② 国内にあっては、流通の禁止、回収等の措置が講じられる。

3 厚生労働省においては、9月12日以降、中国産の乳及び乳製品の輸入を事実上停止するとともに、それ以前に中国より輸入された乳及び乳製品並びにこれらを原材料とする加工食品についても、輸入者に対して自主検査を指示するなど、問題食品の流通防止を図っています。その詳細は、別添4のとおりです。

(略 「参考」参照)

4 また、9月20日以降における輸入者による自主検査の実施状況は、次のとおりです。

①既に輸入された食品 (平成20年9月26日午前現在)

実施件数：366件

結果判明件数：6件 (うち検出件数：0件※)

(注) 登録検査機関協会等調べ

②輸入段階における食品 (平成20年9月26日午前現在)

実施件数：292件

結果判明件数：0件

(注) 厚生労働省調べ

5 なお、本日、中国産加工食品からメラミンが検出されたことを受け、中国から輸入される乳及び乳製品並びにこれらを原材料とする加工食品について、食品衛生法第26第3項に基づく検査命令を実施することとしました。

(参考)

TDI (耐容1日摂取量)

米国食品医薬品庁(FDA)の暫定リスク評価によるTDIは0.63mg/kgbw/dayであり、体重60kgの人が1日当たり許容できるメラミンの摂取量は $0.63 \times 60 = 37.8\text{mg}$ (EFSAの暫定的リスク評価によるTDI(0.5mg/kgbw/day)では30mg)である。このため、今般、大阪府立公衆衛生研究所が確認した最も高い検出濃度(クリームパンダ(1個40g): 37.0mg/kg)から試算した場合、毎日1kg(25個)(EFSAのTDIでは0.8kg(20個))摂取した場合でもTDIを超えません。

高槻市報道提供資料

平成 20 年 9 月 26 日

担当課 高槻市保健所保健衛生課

担当者 吉村、岡本、田中

TEL 072-661-9331

## メラミンの混入の可能性のある中国産加工食品の検査結果について

中国から輸入した加工食品の原料の一部に、中国において牛乳へのメラミンの混入が確認された製造者からの牛乳を使用していることが確認されたため、当保健所管内の丸大食品株式会社が自主回収を実施しています。

これに関連して、国内在庫品の 6 品目について、高槻市保健所が丸大食品株式会社から入手し、大阪府立公衆衛生研究所に検査の依頼をしていましたところ、本日、下記のとおり検査結果の報告がありましたので、お知らせします。

## 記

1. 採取日：平成 20 年 9 月 22 日
2. 検体数：6 検体
3. 検査項目：メラミン
4. 検査依頼者：高槻市保健所
5. 検査機関：大阪府立公衆衛生研究所
6. 検査結果：

- |                |            |
|----------------|------------|
| 1) グラタンクレープコーン | 13.6 mg/kg |
| 2) クリームパンダ     | 37.0 mg/kg |
| 3) 抹茶あずきミルクまん  | 4.0 mg/kg  |
| 4) 角煮パオ        | 検出せず       |
| 5) もっちり肉まん     | 検出せず       |
| 6) クリームまん（業務用） | 0.8 mg/kg  |

※いずれも定量下限値は 0.5 mg/kg

7. 検査結果について：

欧州食品安全機関の耐容一日摂取量（0.5 mg/kg 体重/日）では、体重 50kg の人が一日あたりグラタンクレープを約 33 個、クリームパンダを約 17 個、抹茶あずきミルクを約 208 個、クリームまん（業務用）を約 893 個食べることになるので、通常の食べ方では健康への影響はない含有量と考えられます。

（参考）

※ 耐容一日摂取量（TDI）とは

耐容摂取量は、意図的に使用されていないにもかかわらず、食品中に存在したり、食品を汚染する物質（重金属、かび毒など）に設定されます。食品の消費に伴い摂取される汚染物質に対して人が許容できる一日当たりの摂取量です。

米国食品医薬品庁のメラミンの耐容一日摂取量：0.63 mg/kg 体重/日

欧州食品安全機関のメラミンの耐容一日摂取量：0.5 mg/kg 体重/日

※ メラミンは、メラミン樹脂（メラミンとホルムアルデヒドを主体として縮合した合成樹脂）の原料として使用されている。

報道用資料 (大阪府)

平成20年9月26日

健康福祉部
食の安全推進課
担当：吉田、稲村
内線：2563、2567
直通：6944-6703

メラミン混入の疑いのある牛乳を原料とした  
加工食品の調査・検査結果について

9月21日、中国においてメラミン混入の疑いがある牛乳を使用して製造した丸大食品株式会社の菓子「まんじゅう(クリームまん)」を、日清医療食品株式会社が業務用として購入し、病院・福祉施設等でデザートとして提供していたことが分かり、使用中止と回収を行うとの自主公表がありました。府としてこれまでの間、関係施設に在庫・使用状況の調査を行うとともに、施設在庫品についても検査を行っていましたが、その結果が本日判明しましたので、下記のとおりお知らせします。

なお、この件に関して、現在までに健康被害の報告はありません。

## 記

## 1 食品のメラミン検査結果について

- (1) 名称：まんじゅう「クリームまん」
- (2) 重量・包装形態：350g(合成樹脂製袋に10個入り、1個35g)
- (3) 賞味期限：賞味期限「2010.5」
- (4) 原産国名：中華人民共和国
- (5) 輸入者：住金物産株式会社(東京都港区赤坂8丁目5番27号)
- (6) 販売者：丸大食品株式会社(大阪府高槻市緑町21-3)
- (7) 採取日及び検体数：9月22日、2検体
- (8) 採取先：丸大食品㈱から同食品を購入した日清医療食品㈱受託の府内の2施設
- (9) 検査機関：府立公衆衛生研究所
- (10) 検査結果：メラミン3.7mg/kg及び36.6mg/kg(定量下限0.5mg/kg)
- (11) 違反内容：食品衛生法第10条(指定外添加物の検出)
- (12) 措置対応：食品衛生法違反である旨、輸入者を所管する東京都に本日通報した。なお、当該品を含む丸大食品㈱の自主回収対象品はすでに市場等から回収されている。
- (13) 健康影響について

今回の検出された結果では、直ちに健康に悪影響があるレベルではありません。

メラミンの耐容一日摂取量は、米国食品医薬品庁(FDA)によると0.63 mg/kg 体重/日(メラミンとして)、欧州食品安全機関(EFSA)によると0.5 mg/kg 体重/日(メラミン及び関連化合物全体として)とされている。

耐容一日摂取量とは、人が生涯を通じて摂取した場合に健康影響があるとされる摂取量である。

体重60kgの人が1日当たり許容できるメラミンの摂取量は $0.63 \times 60 = 37.8\text{mg}$ (EFSAでは30mg)である。

2 府内での「まんじゅう(クリームまん)」の使用状況

- (1)大阪府内の同社受託施設(府保健所管轄分)を府独自に調査した結果、57施設が存在し、うち27施設で今年7月～9月の間使用実績があり、その間2,781個が喫食され、14施設で1,072個が在庫保管されていた。なお、在庫分は現時点で全て返品済みである。
- (2)27施設全てにおいて健康被害等の届出はなかった。

風評被害防止及びプライバシー保護の観点から、施設名等は公表していませんのでご配慮願います。

平成20年9月26日

丸大食品株式会社  
大阪府高槻市緑町21-8

## 商品の分析結果について

今般、弊社が自主回収しております商品に関して、分析結果が出ましたので下記のとおりご報告申し上げます。

## メラミンの分析結果

商品名	分析結果 (mg/kg)	検出限界 (mg/kg)	方法	分析機関
抹茶あずきミルクまん	検出せず	1	ガスクロマト グラフ質量分析法	財団法人 日本食品分析 センター
クリームパンダ	検出せず			
グラタンクレープコーン	14			
角煮バオ	検出せず			
もちり肉まん	検出せず			

今回検出されたグラタンクレープコーンでは、1個当たり0.77mgのメラミンが混入していたこととなります。

商品の安全性確保につきましては引き続き努力していく所存でございます。

## &lt;参考&gt;

## ※T D I (耐容1日摂取量)

ヒトがある物質を生産にわたって継続的に摂取した際に、健康被害がないと推定される1日あたりの摂取量。

## ※メラミンのT D I

FDA (米国食品医薬品局) 0.63mg/kg bw/day

EFSA (欧州食品安全機関) 0.5mg/kg bw/day

※EFSA (欧州食品安全機関) が報告しているT D I (耐容1日摂取量) から換算すると、体重60kgのヒトの場合、1日あたり許容できるメラミンの量は30mgとなります。今回検出されたグラタンクレープコーンの値から計算すると、生産にわたって、毎日89個、食べつづけても健康被害がない量とされています。

平成 20 年 9 月 26 日

丸六食品株式会社  
大阪府高槻市緑町 21-3

### 原材料「牛乳」の分析結果について

今般、弊社が自主回収しております商品の原材料となった「牛乳」に関して、分析結果が出ましたので下記のとおりご報告申し上げます。

#### メラミンの分析結果

検体名	分析結果 (mg/kg)	検出限界 (mg/kg)	方法	分析機関
牛乳-1 (08/6/3 製造)	検出せず	2	高速液体 クロマトグラフ PDA分析法	青島中検誠譽食品 検測有限公司
牛乳-2 (08/6/12 製造)	10			
牛乳-3 (08/8/1 製造)	12			

牛乳-1 及び牛乳-2 は、製品に使用し出荷されたものです。牛乳-3 を使用した製品は出荷されておられません。

商品の安全性確保につきましては引き続き努力していく所存でございます。

#### <参考>

※TDI (耐容 1 日摂取量)

ヒトがある物質を生涯にわたって継続的に摂取した際に、健康被害がないと推定される 1 日あたりの摂取量。

※メラミンの TDI

FDA (米国食品医薬品局) 0.63mg/kg bw/day

EFSA (欧州食品安全機関) 0.5mg/kg bw/day

## 中国における牛乳へのメラミン混入事案への対応について

平成20年10月2日  
厚生労働省

9月12日

- 中国国内において、中国国内の大手乳製品メーカーの粉ミルクが原因と思われる乳児の腎結石が発生している旨の報道を入手した。これを踏まえ、同日、乳及び乳製品の輸入手続きを保留するよう指示した。

9月20日

- 丸大食品（株）が輸入した加工食品の原材料の一部に、中国において牛乳へのメラミンの混入が確認された「内蒙古伊利実業集団有限公司」からの牛乳を使用していることが確認され、問題となった商品の自主回収をする旨を公表した。

(注)

- 「内蒙古伊利実業集団有限公司」等は、タンパク質の含有量を多く見せる目的で、粉ミルクの原料に意図的に添加したものと考えられる。
- 丸大食品が自主回収を行うと公表したのは、以下の5品目。
  - ・「抹茶あずきミルクまん」8個入り
  - ・「クリームパンダ」6個入り
  - ・「グラタンクレープコーン」7個入り
  - ・「角煮パオ」4個入り
  - ・「もっちり肉まん」8個入り
- 中国側の調査でメラミンが検出された22社の乳製品については、我が国への輸入実績はないが、当該公表を踏まえ、乳及び乳製品並びにこれらを含む加工食品の輸入者に対して、
  - ・ 原材料に使用された乳及び乳製品にメラミンの混入がないか点検すること
  - ・ 輸入者に対して輸入時に検査を実施すること
  - ・ メラミンが検出された場合には、食品衛生法第10条（未指定添加物の販売等の禁止）違反として輸入を認めないことを検疫所等を通じて指示し、都道府県等（134自治体）及び農林水産省を通じて関係業界に情報提供を行った。

#### 9月22日

- 乳及び乳製品並びにこれらを含む加工食品の輸入者に対して、既に輸入された食品についても自主検査を実施するよう指示した。
- メラミンの検査実施可能検査機関（計7機関）について、都道府県等及び検疫所を通じて関係事業者に対して情報提供を行った。
- 都道府県等に対し、住民等から問い合わせがあった場合には、内閣府食品安全委員会のホームページに掲載される情報を参考に対応するよう要請した。
- 都道府県等の医療・福祉施設所管部局に対し、情報提供及び注意喚起を実施。

#### 9月25日

- インドやインドネシア等中国以外の国・地域から輸入される乳及び乳製品並びにこれらを原材料とした食品についても、メラミンをモニタリング検査の対象項目とするよう検疫所に対して指示するとともに、都道府県等に対して情報提供を行った。
- 新たに追加となったメラミンの検査実施可能検査機関（合計9機関）について、都道府県等及び検疫所を通じて関係事業者に対して情報提供を行った。

#### 9月26日

- 高槻市等は、丸大食品（株）が自主回収中の加工食品に対して実施した検査で、その一部商品からメラミンが検出された旨を公表した。
- 検疫所を通じて輸入者に対し、
  - ・ 9月20日以降実施中の原材料の点検結果を早期提出すること
  - ・ 自主検査については、原材料中の乳及び乳製品の配合割合が高いものを優先的に実施することを指示するとともに、都道府県等（134自治体）及び農林水産省を通じて関係業界に情報提供を行った。
- 中国から輸入された乳を原材料とする加工食品からメラミンが検出されたことを踏まえ、中国から輸入される乳及び乳製品並びにこれらを原材料とする加工食品について、食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令を実施することとした。
- 高槻市は、丸大食品（株）に対し、メラミン検出が認められた3品目について、食品衛生法第54条に基づき、回収を命令した。  
(注) 検出が認められた残り1品目については、住金物産（株）を所管する港区が対応。

9月29日

- 京都市は、丸大食品（株）に対する回収命令の対象となった1品目から、メラミンが検出された旨を公表した。

(別紙)

メラミンの毒性について

○メラミン：食器や日用品等に使用されるメラミン樹脂の主原料となる化学物質。

○TDI（耐容一日摂取量※）

- ・ 米国食品医薬品庁（FDA）：0.63 mg/kg 体重/日（メラミンとして）
- ・ 欧州食品安全機関（EFSA）：0.5 mg/kg 体重/日（メラミン及び関連化合物全体として）

ただし、いずれも暫定的なリスク評価である。

※ TDI（耐容一日摂取量）：耐容摂取量は、意図的に使用されていないにもかかわらず、食品中に存在したり、食品を汚染する物質（重金属、かび毒など）に設定される。耐容一日摂取量は、食品の消費に伴い摂取される汚染物質に対して人が許容できる一日当たりの摂取量であり、体重60kgの人が1日当たり許容できるメラミンの摂取量は $0.63 \times 60 = 37.8$  mg（EFSAでは30mg）である。

○詳細は内閣府食品安全委員会ホームページ「メラミンについて」を参照。

<http://www.fsc.go.jp/sonota/meramine.pdf>